

# 大和市民参加推進条例 逐条解説

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 市民参加の手續
  - 第1節 通則（第6条―第8条）
  - 第2節 審議会等（第9条―第12条）
  - 第3節 意向調査（第13条）
  - 第4節 意見交換会等（第14条）
  - 第5節 意見公募手續（第15条―第18条）
- 第3章 政策提案手續（第19条）
- 第4章 市民参加の推進
  - 第1節 市民登録制度（第20条）
  - 第2節 市民参加推進・評価会議（第21条―第23条）
- 第5章 雑則（第24条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。）第18条第4項の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、自治の進展に資することを目的とする。

### 【解説】

- ・「大和市自治基本条例」では、第9条第2項で「市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する」と定めています。この権利を保障するために、第18条第3項で「執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない」と定め、同条第4項で「前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める」こととしています。これらの規定を受けて、この条例で市民参加の基本原則や具体的な仕組みを定めます。
- ・具体的な仕組みとしては、「行政活動に市民が参加できる仕組み」「行政活動に市民が自発的に提案できる仕組み」「行政活動に対する市民の意見等が見届けられる仕組み」などを定めて

います。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 執行機関 自治基本条例第3条第2号に規定する執行機関をいう。
- (3) 市民参加 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に市民が主体的に参加することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）及びこれに類するもの（以下「附属機関に類するもの」という。）をいう。
- (5) 意向調査 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。
- (6) 意見交換会 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合に、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいう。
- (7) 意見公募手続 執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

### 【解説】

<第1号「市民」について>

- ・「市民」を定義することにより、市民参加の主体を明らかにします。
- ・「市民」には、自治基本条例第3条第1号の規定と同じように、住民だけでなく、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちを含みます。

<第2号「執行機関」について>

- ・「執行機関」とは、自治基本条例第3条第2号の規定と同じように、市長と6つの行政委員会や委員（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。

<第3号「市民参加」について>

- ・自治体運営への市民の関わり方は、自治会や市民活動への参加、請願・陳情を通じての議会への参加など多様な対象がありますが、この条例では執行機関が行う政策形成等の過程への

参加を「市民参加」としています。市民参加は、自治基本条例で保障されている市民の権利であり、他人や執行機関から参加を強制されるものではありません。

- ・現行の地方自治制度では、選挙で選ばれた市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、「市民参加」はそれを補完し、自治を充実させるものとして位置付けられるものです。

#### <第4号「審議会等」について>

- ・「附属機関」とは、執行機関からの求めに応じて調査、審議したり、意見を述べたりするために法律や条例に基づいて設置する組織のことをいいます。例えば、都市計画審議会、環境審議会などがあります。
- ・「附属機関に類するもの」とは、特定のテーマについて専門知識を導入したり、市民の意見を反映するために、法律や条例に基づかずに要綱などで設置するもので、臨時的に設置するものか、委員に報酬等を支給しないものをいいます。
- ・附属機関に類するものの例としては、この条例の策定に関わった市民参加条例検討会議などがあります。

#### <第5号「意向調査」について>

- ・「意向調査」とは、いわゆるアンケートのことで、例えば、市民意識調査や市民納得度調査などがあります。

#### <第6号「意見交換会」について>

- ・「意見交換会」とは、直接対面して市民の意見を聴くことができる会をいい、ワークショップ、フォーラム、シンポジウムなどもこれに含まれます。
- ・執行機関が決まったことを説明するだけの説明会は、市民と執行機関、市民同士の議論が目的でないため、「意見交換会」には含みません。一方、説明会という名称であっても、意見交換や議論が目的であれば「意見交換会」に含みます。

#### <第7号「意見公募手続」について>

- ・「意見公募手続」は、行政手続法においても国の行政機関等が命令等を定める際の手続として制度化されており、パブリック・コメントや意見提出手続ともいわれます。

### (基本原則)

第3条 市民参加は、市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行うものとする。

2 市民参加は、市民と執行機関がお互いの立場を理解し、尊重して行うものとする。

3 市民参加は、政策形成等のできるだけ早い時期から行うものとする。

【解説】

- ・本市では自治基本条例やこの条例の策定に当たり、「P I（パブリック・インボルブメント）」の考え方のもと、市民参加を積極的に進めてきました。「P I」とは、計画等の策定に際して、初期段階から広く市民の意見を聴き、反映していく手法又はその考え方です。

<第1項について>

- ・情報を共有することや市民の発言等の機会を確保することだけでなく、それに対する執行機関の検討結果を説明することまでを含めて、市民参加の基本原則とします。

<第2項について>

- ・執行機関の都合ばかりを市民に押し付けたり、個人のエゴだけで執行機関に主張するのではなく、お互いの立場を理解し、尊重して、意見のやり取りを双方向で行うことが必要です。

<第3項について>

- ・「できるだけ早い時期」とは、例えば、政策の形成の段階では、計画等の案が固まった時期ではなく、その案を検討している時期をいいます。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行わなければならない。

2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・自治基本条例第10条第2項で「市民の責務」として定めていますが、市民参加における市民の重要な責務としてあらためて定めています。

<第2項について>

- ・市民参加は多様な意見や異なる考え方をもとに議論するものであり、市民が自由に発言できる環境を確保することが重要です。

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。

2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない

ない。

- 3 執行機関は、市民参加の手續により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。
- 4 執行機関は、市民参加の手續により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。
- 5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。

#### 【解説】

##### <第1項について>

- ・第3条「基本原則」にあるとおり、市民参加には市民と執行機関が情報を共有することが不可欠です。情報は市民の求めがあってから提供するのではなく、執行機関が自ら進んで提供しなければなりません。
- ・政策の形成の段階だけでなく、執行・評価・反映の段階にも積極的に市民の参加を図っていくことが必要です。

##### <第2項について>

- ・「市民が参加しやすい市民参加の機会」の提供とは、休日や夜間に会議を開催したり、目的に応じた会場を設定することのほか、市民参加に当たりいくつかの手法を用意することなどをいいます。

##### <第3項について>

- ・市民からの意見や提案をすべて計画や条例等に取り入れることはできませんが、執行機関はこれらを十分に考慮して、その反映に努めることが必要です。

##### <第4項について>

- ・第3条「基本原則」にあるとおり、市民からの意見等を執行機関は聞きっぱなしにするのではなく、それらに対する検討の結果をわかりやすく説明しなければなりません。
- ・わかりやすく説明するためには、専門用語の使用を避けるだけでなく、図や表を用いたりすることも必要です。

##### <第5項について>

- ・計画等の内容によっては、子どもや高齢者、障害者や外国人などの参加に特に配慮することが必要です。例えば、バリアフリー対応の会場での意見交換会等の開催や手話通訳の配置、外国人や子ども向けの資料の作成などが考えられます。

## 第2章 市民参加の手續

### 第1節 通則

#### (市民参加の手續の対象)

第6条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければならない。

- (1) 総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (5) 市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手續を行わないことができる。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの

3 執行機関は、前項の規定により市民参加の手續を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。

4 執行機関は、対象事項以外のものについても、積極的に市民参加の手續を行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

##### <第1項について>

- ・これまで本市は市民参加を積極的に推進してきましたが、市民参加の手續は統一されておらず、事務を担当する部署ごとに対応がまちまちでした。そこで、市民参加の手續を行わなければならない対象事項を定めます。

##### <第1項第1号について>

- ・「総合計画」とは、市政運営における基本理念、目指すまちの姿、行政経営の方針などを定めた「基本構想」、基本構想を実現するための目標や施策の方向性を定めた「基本計画」のことをいいます。

- ・「市の基本的な事項を定める計画等」には、分野別の基本計画である「環境基本計画」「地域保健福祉計画」「都市計画マスタープラン」などのほか、長期的な視点に立って市の方向性を示す「男女共同参画プラン」「次世代育成支援行動計画」などがあります。

<第1項第2号について>

- ・「市の基本的な方針を定める条例」には、「自治基本条例」「情報公開条例」「新しい公共を創造する市民活動推進条例」「環境を守り育てる基本条例」やこの「市民参加推進条例」などがあります。
- ・「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」には、「文化財保護条例」「廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」「自転車等の放置防止に関する条例」などがあります。

<第1項第3号について>

- ・「広く市民の公共の用に供される施設」には、学校、道路、公園、コミュニティセンターなどがあります。
- ・「設置に係る計画等」とは、施設を新しく作る場合の基本構想、基本計画、基本設計などをいいます。

<第1項第4号について>

- ・「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」には、各種施設の使用料金の設定、通学区域の設定、住民投票制度などがあります。

<第1項第5号について>

- ・「市民生活に大きな影響を及ぼす事業」には、土地区画整理事業、再開発事業などがあります。

<第2項第1号について>

- ・「軽微なもの」とは、条例等で法令を引用している場合に、法令の改正によって、引用部分の条・項などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などをいいます。

<第2項第2号について>

- ・市民参加の手続を行ってからは間に合わない、効果が損なわれるなど、執行機関が緊急に対応しなければならないものについては、市民参加の手続を行わなくてもよいものとします。例えば、災害などが発生したときに、すぐに執行機関として意思決定をし、対応しなければならない場合などが考えられます。

<第2項第3号について>

- ・戸籍謄本の交付手数料の額などを全国的に統一されている標準事務手数料に設定する場合や

市税の税率を地方税法に定められている標準税率に設定する場合などがあります。

<第3項について>

- ・前項の規定により手続を行わなかった場合の理由は、第8条に規定する「市民参加の手続の実施状況」に記載し、ホームページなどで公表します。

<第4項について>

- ・第1項は、執行機関が最低限市民参加の手続を行わなければならない事項を定めています。しかし、それ以外でも市民の意見を取り入れた方がより良い内容になったり、より円滑に事業が実施できるものなどについては、市民参加の手続を行うよう努めることが必要です。

#### (市民参加の手続の方法等)

第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。

(1) 審議会等の設置

(2) 意向調査の実施

(3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。）の開催

(4) 意見公募手続の実施

2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、前項各号に掲げる方法のうちから、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。

3 執行機関は、前条第1項第4号に掲げる事項を実施しようとする場合において、規則、審査基準（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロに規定する審査基準をいう。）、処分基準（同号ハに規定する処分基準をいう。）又は行政指導指針（同号ニに規定する行政指導指針をいう。）の制定又は改廃をしようとするときは、前2項の規定により行う市民参加の手続の方法に、意見公募手続の実施を含めなければならない。

4 執行機関は、対象事項を実施しようとする場合において、市民以外の者であって、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、第1項に掲げる方法により、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

<第1項について>

- ・市民参加の手続として最低限行うべき方法を定めています。このほかに法令で縦覧など別の市民参加の手続が義務付けられていれば、当然それも行うこととなります。



- ・「適切な時期」とは、市民への影響や市民の関心度を考慮し、最も効果的と思われる時期のことをいいます。
- ・これらの方法により市民参加の手続を行うに当たっては、情報提供が重要になりますが、財政への市民の関心が高いため、対象事項に関連する予算などの情報もあわせて提供することが必要です。

#### <第1項第1号について>

- ・「審議会等」は専門的立場からの意見を聴くという目的がありますが、委員に市民を含めることで、行政運営に直接市民の意見を反映させる重要な方法のひとつとなります。

#### <第1項第2号について>

- ・「意向調査」は短期間で多くの回答を得られ、市民の意向を統計的に知ることができます。
- ・市民からの回答を求めるだけでなく、対象事項の内容によっては設問を作成する段階から市民参加を図ることも必要です。

#### <第1項第3号について>

- ・「意見交換会等」は市民と執行機関、市民同士が直接対面して議論することができることから、きめ細かな説明ができたり、意見に対する考え方が明確に伝わるという利点があります。

#### <第1項第4号について>

- ・「意見公募手続」を実施することにより、行政運営の公正性と透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たすことができます。
- ・「意見公募手続」は計画等の案の内容を多くの市民に知ってもらうとともに、誰でも簡単に参加できるという利点があります。

#### <第2項について>

- ・対象事項のうち「特に市民への影響が大きいと認めるもの」は、多くの参加の機会を確保し、市民の意見を聴く必要があります。このため、市民と執行機関、市民同士の議論を目的とした「意見交換会」を含めて2以上の方法により市民参加の手続を行うこととします。
- ・「特に市民への影響が大きいと認めるもの」としては、自治基本条例の改廃や総合計画の策定、新たに市民に負担を求める新税の導入などが考えられます。

#### <第3項について>

- ・行政手続法では、国の行政機関等が命令等を定める際には意見公募手続を行うよう定めており、地方自治体でも、法律の趣旨にのっとり必要な措置を講じるように努めることを規定しています。
- ・この条例でも、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針の制定又は改廃を行うときは、「意

見公募手続」の実施を含めなければならないこととします。

- ・「審査基準」とは、許認可などをする際の判断基準をいいます。「処分基準」とは、許可の取消しなどの不利益処分をする際の判断基準をいいます。「行政指導指針」とは、各種指導要綱などのように複数の人に共通して行う行政指導の指針をいいます。

<第4項について>

- ・生活環境に影響があるような公共施設を市境に設置する場合などについては、必要に応じて近隣市の住民を含めて市民参加の手続を行います。

#### (市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表する。

##### 【解説】

- ・「いつ、何について、どのような市民参加の手続が行われるか」あるいは「行われたか」は、基本的な情報です。毎年これらをホームページなどで公表することにより、市民の参加の機会を確保したり、手続が適正に行われているかを市民が確認することができます。
- ・「市民参加の手続の実施予定」として、市民参加の手続の対象事項や方法、その実施時期、審議会等の開催予定や委員の公募情報などを公表します。
- ・「市民参加の手続の実施状況」として、市民参加の手続の対象事項や方法、その実施時期、参加した人数や述べられた意見数などを公表します。

## 第2節 審議会等

#### (委員の公募)

第9条 執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。

- 2 執行機関は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。
- 3 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。

5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。

【解説】

<第1項及び第2項について>

- ・審議会等の議論に市民の目線に立った多様な考え方を反映するためには、公募による市民を委員に加えることが必要であり、そのことにより会議の活性化にも繋がります。
- ・「原則として」と定めているのは、その審議会等が個人のプライバシーに関わることを審議したり、高度に専門的な知識が要求されるような公募になじまない場合や、公募しても応募者がいなかった場合などの例外が想定されるためです。

<第3項について>

- ・委員選考の公正性や透明性を確保するためには、執行機関がどのように委員を選ぶかという基準を明確にしておくことが必要です。
- ・あらかじめ公表することにより、委員としてどのような人材が求められているかを応募する市民は知ることができます。
- ・「その他選考の方法」とは、面接の実施や論文の提出の有無、誰が選考を行うかなどをいいます。
- ・住民ならではの視点が必要な審議会等について委員を公募する場合は、応募資格を住民に限定して募集するなどの配慮をすることも必要です。

<第4項について>

- ・様々な立場や色々な経験を持った市民が多様な意見をもとに議論するためには、性別や年齢が偏ったり、何年も同じ人が委員であったりすることがないように配慮することが必要です。
- ・公募による市民委員として同時に複数の審議会等の委員を兼ねることはできません（大和市民参加推進条例施行規則第6条）が、団体代表として委員となっている人などが他の審議会等の公募による市民委員を兼ねることができます。
- ・公募による市民委員を選考するにあたっては、市民の多様な意見をもとに議論するためにも、性別や年齢、在期数や他の審議会等の委員との兼職状況に配慮することが必要です。

<第5項について>

- ・応募の状況などの選考結果をホームページなどで公表することにより、選考基準にのっとって適正に選考が行われたかどうかを、市民は確認することができます。

(委員の氏名等の公表)

第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 委員の氏名
- (2) 委員の選任区分
- (3) 附属機関の委員に公募により選考された市民が含まれていない場合には、その理由
- (4) 附属機関に類するものにおいて、公募により選考された市民の委員の数が、委員の総数の3分の1の数に満たない場合には、その理由

【解説】

<第1号及び第2号について>

- ・市民の責務として自らの発言と行動に責任を持ち、また、審議会等の運営について透明性を確保するためにも、委員の氏名や選任区分を公表します。
- ・「選任区分」とは、その人がどのような立場や役割で委員に選ばれたかを示すもので、公募による市民、学識経験を有する者、関係団体の代表者などの区分があります。

<第3号及び第4号について>

- ・審議会等の委員に前条第1項又は第2項で規定する数の公募による市民が含まれていない場合は、その理由をホームページなどで公表します。

(会議の公開等)

第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

- (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
  - (2) 会議の内容に非公開情報（大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。）が含まれるとき。
- 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手續等を公表しなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・ 審議会等の会議を公開することで、その審議会等が形式的なものになっていないか、会議でどんな議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。
- ・ ただし、すべての審議会等が公開されるのではなく、条例等で公開しないことが定められているものや個人のプライバシーにかかわる内容を審議するものなどは、公開しないことができます。
- ・ 第1号の「条例等」とは、条例、規則、要綱をいいます。
- ・ 第2号の「非公開情報」には、特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保等に支障が生ずる恐れがある情報などがあります。

#### <第2項について>

- ・ 会議を非公開とする場合は、次項の公表を行うときにその理由をホームページなどで明らかにします。

#### <第3項について>

- ・ 多くの市民に傍聴の機会を提供するために、開催日時や開催場所等についてホームページなどで事前に公表します。
- ・ 緊急に会議を開催することになった場合は、開催が決まった時点ですぐにホームページなどに公表し、市民への周知に努めます。

#### (会議録の作成と公表)

第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

#### 【解説】

- ・ 審議会等の運営の透明性確保や、審議会等と市民との情報共有のためにも、執行機関は会議録を作成し、ホームページなどで公表します。ただし、前条の規定によって非公開とした会議については、会議録を公表しないことができます。

### 第3節 意向調査

#### (意向調査の実施等)

第13条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。

2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・意向調査は、執行機関の誘導や恣意的な設問があってはなりません。意向調査をするときは、なぜこの調査をするのか、調査結果を今後どのように生かしていくのかなどの目的を明らかにすることが必要です。
- ・「回答に必要な情報」とは、調査項目に関する現状や課題の説明、他市の状況などをいいます。

<第2項について>

- ・意向調査の結果を公表することにより、回答者だけでなく市民誰もが、その後実施される計画や事業にその結果がどのように反映されたかを確認することができます。また、地区別、年齢別の意向の違いなどの情報を市民同士が共有することができます。
- ・単に回答の集計結果だけでなく、回収率や結果に対する解説などもあわせてホームページなどで公表します。

#### 第4節 意見交換会等

(意見交換会等の開催等)

第14条 執行機関は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。

- 2 執行機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。
- 3 執行機関は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・多くの市民に参加してもらうために、開催日時や開催場所等についてホームページなどで事前に公表します。

<第2項について>

- ・意見交換会等は誰でも参加することができますが、参加できなかった市民とも情報を共有するために、執行機関は開催記録を作成し、ホームページなどで公表します。

<第3項について>

- ・意見交換会当日に寄せられた意見がどのように扱われたのか、どのように計画等に反映されたのかを市民が知ることが重要です。意見交換会等での意見に対する検討が終わったときは、その結果をホームページなどで公表します。

## 第5節 意見公募手続

### (意見公募手続の実施)

第15条 執行機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象事項の案及び当該案に関する資料
- (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) その他執行機関が必要と認める事項

### 【解説】

- ・第1号の「案に関する資料」とは、対象事項の案を作成する際に整理した執行機関の考え方をまとめたものや、市民が対象事項の案を理解するために必要なわかりやすい資料などがあります。
- ・第4号の「その他執行機関が必要と認める事項」としては、提出された意見とそれに対する執行機関の考え方の公表時期などが考えられます。

### (意見の提出方法等)

第16条 意見公募手続における意見の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便等
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参
  - (5) その他執行機関が必要と認める方法
- 2 意見の提出期間は、30日以上とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、執行機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。

4 意見を提出する者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければならぬ。

【解説】

<第1項について>

- ・案に対する意見を正確に把握するため、原則として意見は書面や電子メールでの提出とします。
- ・第5号の「その他執行機関が必要と認める方法」としては、例えば、視覚障害者からの録音テープによる提出などが考えられます。

<第2項について>

- ・執行機関が公表した案に関して、市民が十分に検討する時間が必要です。そのため意見の提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とします。

<第3項について>

- ・「やむを得ない理由」とは、法令等で事業の実施期日が決まっていて、30日以上意見提出期間を設ける時間がない場合などをいいます。
- ・この項を理由に、むやみに意見提出期間を短縮することはできません。

<第4項について>

- ・意見に対する責任の所在を明らかにし、この条例に定める市民の要件を満たしているかを確認するため、意見を提出する際に住所や氏名等を明らかにすることとします。
- ・「住所、氏名」には、意見を提出する者の住所や氏名のほか、市外に在住する市民のうち、市内で働く者は会社等の名称と所在地、市内で学ぶ者は学校の名称と所在地、活動するものや事業を営むものは法人その他の団体の名称と事業所等の所在地を含みます。
- ・「その他執行機関が必要と認める事項」としては、市外に在住する市民のうち市内に固定資産を所有するものについて、その物件の所在地などが考えられます。

(結果の公表)

第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象事項の題名
- (2) 対象事項の案の公表の日
- (3) 提出された意見又は提出された意見の概要
- (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由



#### 【解説】

- ・提出された意見とともに、その意見を案に反映したかどうか、また、なぜそのような対応をしたかをホームページなどで公表します。
- ・複数の市民から同じような内容の意見が提出されたときは、それらを取りまとめて公表することとします。

#### (再度の意見公募手続)

第18条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第15条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。

#### 【解説】

- ・意見公募手続を実施したことにより、執行機関が当初全く考えていなかった論点が指摘されたり、気付かなかった重要な事実が明らかになり、公表した案の趣旨や基本的な考え方までが修正された場合などは、意見公募手続を再度実施します。

### 第3章 政策提案手続

#### (政策提案の提出等)

第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。

2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。

#### 【解説】

<第1項について>

- ・第2章では執行機関が公表した案などに対して市民が意見を述べる手続を定めていますが、政策提案手続は執行機関が行う政策に関し、市民自ら提案することができる制度です。
- ・市民から市民への説明や市民同士の議論などを通し、より建設的で質の高い提案がなされるように、少なくとも提案者を含め10人の賛同する市民の署名が必要です。
- ・法律等で提案の手続が定められているものは、それに基づいた手続で提案を行います。例え

ば、景観法による景観計画の提案や都市計画法による都市計画の決定等の提案などがあります。

<第2項について>

- ・市民からの提案に対して、執行機関は様々な視点から総合的に検討することとします。これは、提案の内容に関係する部署だけでなく、組織を超えて検討することを意味します。

## 第4章 市民参加の推進

### 第1節 市民登録制度

(市民登録制度)

第20条 市長は、市民参加を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参加に関する情報を積極的に提供するものとする。

【解説】

- ・これまで参加する市民が固定化したり、参加したくても情報が行き渡らないという問題がありました。市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、あらかじめ登録した市民に市民参加に関する情報を提供する制度を設けます。
- ・市民参加に関する情報として、審議会等の委員の公募のほか、意見交換会等の開催や意見公募手続の実施などの情報を、登録者に郵便や電子メールなどで提供します。

### 第2節 市民参加推進・評価会議

(設置)

第21条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大和市民参加推進・評価会議（以下「推進・評価会議」という。）を置く。

【解説】

- ・この条例に基づいて市民参加を推進するに当たり、市民参加の手続が十分だったのか、他にもっと良い方法がないのかななどを、市民の視点で評価するために、附属機関として「大和市民参加推進・評価会議」を設置します。
- ・地方自治法第138条の4第3項では、地方公共団体が法律や条例の定めにより、調停、審査、調査などを行うための附属機関を置くことができると定めています。

(所掌事務等)

第22条 推進・評価会議は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 第8条の規定により取りまとめられた市民参加の手續の実施予定の評価に関する事項
- (2) この条例の規定による市民参加の手續の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (4) その他市民参加の推進に関する事項

2 推進・評価会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 執行機関は、市民参加に関する市民からの意見その他市民参加の推進に関する情報を推進・評価会議に提供するものとする。

4 推進・評価会議は、第1項各号に掲げる事項の審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・推進・評価会議は、単に執行機関から諮問された内容を審議するだけにとどまらず、各号に規定している項目について、自由に意見を述べることができます。

<第1項第1号及び第2号について>

- ・第8条に定めている市民参加の手續の実施予定や実施状況に基づいて、推進・評価会議は以下の項目について審議します。

- ①市民参加の手續がこの条例に基づいて適正に実施されるか又は実施されたか。
- ②市民参加の手續を実施する対象事項が、「特に市民への影響が大きいと認めるもの」に該当するか。
- ③意向調査の調査項目を設定する段階から市民参加を行う必要があるか。
- ④審議会等の委員構成は適正か。
- ⑤提出された政策提案について執行機関の検討のプロセスが適正だったか。

<第1項第3号について>

- ・社会経済状況の変化に伴い、市民のニーズや市民参加の考え方・方法も多様化します。条例は一度制定すれば終わりではなく、不都合があれば見直し、より市民参加の推進に繋がる内容があれば取り入れていくことが必要です。この条例の改廃について審議することは、推進・評価会議の役割のひとつです。

<第1項第4号について>

- ・第1号から第3号の事項だけにとらわれず、市民参加の推進に関する内容であれば推進・評価会議で審議します。

<第2項について>

- ・「必要があると認めるとき」とは、市民参加の手続の実施予定や実施状況の内容について担当課から詳細な説明を聴きたい場合や、審議会等の委員から直接意見を聴きたい場合などを行います。

<第3項について>

- ・市民参加について、市民から執行機関に様々な意見が寄せられます。これらの意見や様々な情報を推進・評価会議に提供することで、審議がより充実したものとなります。

<第4項について>

- ・「市民の意見を聴く」方法としては、執行機関に寄せられた意見や苦情などについて直接その市民から内容を聞いたり、市民参加に関するアンケート調査を推進・評価会議として行うことなどが考えられます。

**(組織等)**

**第23条** 推進・評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市長が行う公募に応じた市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合には、原則として委員の総数の2分の1以上を同項第1号に掲げる者としなければならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**【解説】**

<第1項について>

- ・第1号の「市長が行う公募に応じた市民」とは、公募に申込んだ市民をいいます。
- ・第2号の「学識経験を有する者」とは、市民参加について専門的な知識や経験のある人をいいます。
- ・第3号の「その他市長が必要と認める者」としては、市民活動団体からの代表者や自治会関

係者などが考えられます。

<第2項について>

- ・推進・評価会議は、市民参加について市民が主体となって評価等を行う機関であることから、少なくとも委員の2分の1以上は公募による市民で構成します。このことにより、諮問に答えるだけでなく、より市民の目線に立った自主的な活動が可能となります。

<第3項について>

- ・委員には、市民参加についての中長期的な視点が求められますが、新たな考え方の導入や会議の活性化を図るためには定期的な委員の入れ替えが必要であり、任期を2年とします。

## 第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

【解説】

- ・この条例の施行に関して必要な事項は、執行機関が規則などで定めることとします。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、既に策定に着手している対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により第7条第1項に規定する市民参加の手続を実施することが困難であると認められる場合は、第2章の規定は、適用しない。
- 3 最初に委嘱される推進・評価会議の委員の任期は、第23条第3項本文の規定にかかわらず、3年とする。

(見直し)

- 4 この条例は、この条例の施行の日から3年以内に、この条例の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第56号を第57号とし、第8号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第7号

の次に次の1号を加える。

(8) 市民参加推進・評価会議の委員

第2条第1項中「第55号」を「第56号」に改め、同条第2項中「前条第56号」を「前条第57号」に改める。

別表中第55号を第56号とし、第8号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

|   |                |    |       |
|---|----------------|----|-------|
| 8 | 市民参加推進・評価会議の委員 | 日額 | 8,900 |
|---|----------------|----|-------|

【解説】

<第1項について>

- ・この条例の施行日は、平成19年10月1日とします。

<第2項について>

- ・条例の施行日より前に既に計画等の策定に取り掛かっている事業は、第2章で定めている市民参加の手続を行うと、事業実施のスケジュールの大幅な修正が必要になることも考えられます。このような場合には、市民参加の手続を実施しなくてもよいこととします。
- ・「その他正当な理由」とは、第2章に定める市民参加の手続に相当する手続を、この条例の施行の前に既に実施している場合などをいいます。

<第3項について>

- ・第23条で、推進・評価会議の委員の任期は2年としていますが、次項でこの条例の見直しを3年以内に行うこととしているため、経験を積んだ委員により、効果的な見直しができるよう、初めの任期のみ3年としています。

<第4項について>

- ・この条例では、市民参加について新たな制度やルールが数多く定められているため、実際に条例が施行され、運用される中でより良いものにしていく必要があります。このことから、この条例の見直しを3年以内に行うこととします。

<第5項について>

- ・推進・評価会議の委員は、附属機関の委員として非常勤特別職であるため、「大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正して報酬の額を定めます。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【解説】

- ・この条例の公布は、公布日とします。